

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月18日（平成28年（行情）諮問第160号）

答申日：平成28年6月29日（平成28年度（行情）答申第162号）

事件名：「平成22年度研究成果（終了）について（報告）」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

『研究本部及び各学校の平成22年度研究成果』（「平成22年度研究本部史」（2012.9.14－本本B585）10頁）に該当するもの全て。（研究本部平成22年通知受け分②）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「平成22年度研究成果（終了）について（報告）（研定第3号）（小学企第208号。22.12.21）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年12月15日付け防官文第19795号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、電磁的記録の特定を求める。

2 異議申立ての理由

(1) 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

(2) 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていないければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子

ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「陸自教範『航空科運用』(案)の作成について(報告)」他を特定し、平成25年12月25日付け防官文第17144号により第1回目の開示決定処分を行った後、第2回目の開示決定として本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づく原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊小平学校(以下「小平学校」という。)がいわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDFファイル化したものであり、当該データはPDFファイルを作成した後に廃棄している。

3 異議申立人の主張について

(1)異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記2のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式

は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』と処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示請求人から開示の実施の申し出がなされていないことから開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成22年度研究成果（終了）について（報告）（研定第3号）（小学企第208号。22.12.21）」である。異議申立人は、本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、駐屯地広報班長等の業務の遂行に必要な基礎知識と技能について記述した文書である「広報業務必携」を改正し、広報に係る教育の資とするとともに広報担当者の業務の参考とすることを

目的に研究（以下「本件研究」という。）した成果に係る小平学校において作成された報告文書である。

イ 本件対象文書は、小平学校が原稿である電磁的記録をPDF形式に加工した後、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）に送付した電磁的記録であり、小平学校では、PDF形式の電磁的記録を送付した後、原稿である電磁的記録については必要がないため廃棄している。

ウ 研究本部では、PDF形式で送付されたデータを印刷し、受付印を押した上で手書きで区分や媒体等に係る情報を書き足した後、スキャナで読み取り保存しており、防衛省において、PDF形式以外の電磁的記録は保有していない。

エ 原処分に当たり、研究本部において、書棚、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書以外の電磁的記録は確認できなかった。

オ 本件異議申立てを受け、研究本部において、再度、上記エと同様の探索を行ったが、本件対象文書以外の電磁的記録の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書については、手書きの部分や押印等があることから、本件対象文書についてPDF形式以外の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久